

佐倉市後援等の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、県その他の公的団体及び民間団体（以下「団体等」という。）が主催する事業、催しその他これらに類するもの（以下「行事」という。）に対し、本市が後援又は共催をする場合の基準及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体等が主催する行事に対して、人的、物的及び金銭的負担を伴わず、単に市が行事の趣旨に賛同し、市の名義の使用を承諾することによって支援することをいう。
- (2) 共催 団体等と本市がともに行事の主体となり、本市が当該行事の企画又は運営に参加して、役割、経費、社会的責任等の一部を負い、行事に協力することをいう。

(承諾基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する行事について、後援又は共催（以下「後援等」という。）を承諾することができる。

- (1) 市の施策の推進に寄与すると認められる行事であること。
 - (2) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業の遂行能力が十分であると認められる団体等が主催する行事であること。
 - (3) 原則として、市の区域又はこれに隣接する区域で開催されるなど、広く市民の参加が見込まれる行事であること。
 - (4) 行事の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、団体等が過去に行った行事において、同項及び次項に規定する後援等の承諾の基準（以下「承諾基準」という。）に反する行為があった場合は、後援等を承諾しないことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、後援等を承諾しない。
- (1) 法令又は公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれのあるもの
 - (2) 宗教的又は政治的な目的を有し、市の中立性を損なうおそれのあるもの
 - (3) 営利を目的としているもの
 - (4) その他市の行政運営に関する方針に反するもの
- 4 市長は、後援等を承諾するに当たり、必要と認めるときは、条件を付するこ

とができる。

(申請)

第4条 後援等を申請しようとする団体等は、原則として行事を実施する1か月前までに後援・共催申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 団体等の概要説明書(活動実績及び規則、会則等)
- (2) 行事の開催要項(計画書)
- (3) 行事の収支予算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(承諾等)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに審査の上、後援等を承諾するときは後援・共催承諾通知書(別記様式第2号)により、後援等を承諾しないときは後援・共催不承諾通知書(別記様式第3号)により団体等に通知するものとする。

(承諾の取消し)

第6条 市長は、後援等の承諾後において、承諾基準に適合しない事実が判明した場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、承諾を取り消すことができる。

- (1) 申請した団体等が解散したとき。
 - (2) 申請書又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
 - (3) 市長が承諾を取り消す必要を認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により後援等の承諾を取り消したときは、後援・共催承諾取消通知書(別記様式第4号)により団体等に通知するものとする。
- 3 市は、承諾の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、その賠償の責めを負わない。
- 4 市長は、第1項の規定により承諾が取り消された行事又は行事の実施後に第1項に該当したことが明らかになった行事について、以後の後援等の承諾を原則として行わないものとする。

(変更)

第7条 第5条の規定による承諾を受けた団体等は、承諾後に事業計画の変更が生じた場合、速やかに後援・共催変更申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、その承諾を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の後援・共催変更申請書を受理したときは、承諾基準に基づいて審査し、後援等を承諾するときは後援・共催変更承諾通知書(別記様式第6号)により、後援等を承諾しないときは後援・共催変更不承諾通知書(別記様式第7号)により団体等に通知するものとする。

(中止)

第8条 第5条の規定による承諾を受けた団体等は、承諾後にやむを得ない事由により行事を中止するときは、速やかに後援・共催行事中止届（別記様式第8号）を市長に提出するものとする。

(報告)

第9条 第5条の規定による承諾を受けた団体等は、当該行事の終了後おおむね1か月以内に実施結果について後援・共催行事实績報告書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(事務担当所属)

第10条 後援等の承諾に関する事務（以下「承諾事務」という。）は、当該後援等に係る行事の内容と関係する事務を所掌する所属が行うものとする。ただし、行事の内容と関係する事務を所掌する所属が該当しない場合、総務部行政管理課が当該承諾事務を行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年2月6日決裁佐行第847号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。